

議案第 5 1 号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 1 9 年 4 月 2 5 日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和 4 5 年三朝町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第 6 条及び第 1 1 条第 1 項において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>1 0 0 分の 1 0 . 5</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る資産割額）	（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第 6 条及び第 1 1 条第 1 項において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>1 0 0 分の 9 . 5</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る資産割額）

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の38</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人につき<u>30,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>25,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の9.5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,000円</u>とする。	第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の37</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人につき<u>28,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>22,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の9</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,000円</u>とする。
---	---

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、平成１９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成１８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。